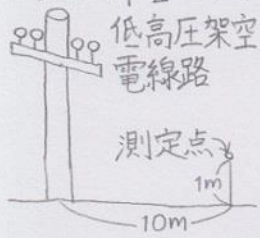


397. 電波障害の防止・誘導障害の防止①

<電波障害の防止>



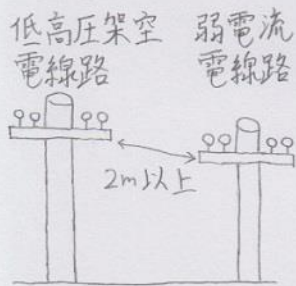
架空電線路は、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を及ぼす電波を発生する恐れがある場合には、これを防止するように施設しなければならない→低圧または高圧の架空電線路から発生する電波の許容限度は下記の通り

左図の測定点において、次のように測定を行い、各回の測定値の最大値の平均が、526.5kHzから1606.5kHzまでの周波数帯において、36.5dB以下

である事 [測定方法] ①雑音電波の電界強度が最大となる方向に空中線を調整して測定する事 ②測定回数は、数時間の間隔をおいて、2回以上とする事 ③1回の測定は、連続して10分間以上行う事

<低高圧架空電線路からの誘導障害の防止>

低圧または高圧の架空電線路を架空弱電流電線路に並行して施設する場合は、誘導作用により通信上の障害を及ぼさないように施設しなければならない ※ただし、低圧または高圧の



架空電線がケーブルである場合、架空弱電流電線が通信用ケーブルである場合、または架空弱電流電線路の管理者の承諾を得た場合は、除かれる ①架空弱電流電線との離隔距離は、左図に示すように2m以上とする事 ②①により施設しても通信上の障害を及ぼす恐れがある時は、更に次に掲げる対策のうち一つ以上施す事。架空電線と架空弱電流電線との離隔距離を増加する事。架空電線路が交流架空電線路である場合は、架空電線を適当な距離でねん架する事。架空電線

と架空弱電流電線との間に引張強さ5.26kN以上の金属線または直径4mm以上の硬銅線2条以上を施設し、これにD種接地工事を施す事。架空電線路が中性点接地式高圧架空電線路である場合は、地絡電流を制限するか、または2箇所以上の接地箇所がある場合において、その接地箇所を変更する等の方法を講じる事

<特別高圧架空電線路からの誘導障害の防止>

・特別高圧架空電線路は、弱電流電線路に対して電磁誘導作用により、通信上の障害を及ぼす恐れが無いように施設しなければならない。また架空電話線路に対して、通常の使用状態において、静電誘導作用により通信上の障害を及ぼさないように、次のように施設しなければならない ※ただし、架空電話線が通信用ケーブルである場合、または架空電話線路の管理者の承諾を得た場合は除かれる ①使用電圧が60kV以下の場合、電話線路のこう長12kmごとに誘導電流が2μAを超えないようにする事 ②使用電圧が60kVを超える場合は、電話線路のこう長40kmごとに誘導電流が3μAを超えないようにする事 ※誘導電流の計算方法は解釈第52条第5項第三号で規定



使用電圧60kVを境にして、事も忘れずに

順番に、ゆっくりと覚えよう

2μAと3μAは覚えよう
40kmが覚えよう
12kmは覚えよう



40 12
km km
は は
3 2
μA μA
...